

令和2年度 西伊豆町教育委員会第6回定例会（議事録）

- 1 開催日 令和2年11月20日（水） 13:30～14:35
- 2 場所 西伊豆町中央公民館 1階講義室
- 3 出席者 鈴木教育長・山本久美子委員（職務代理）・森本仁子委員・眞野有吏委員・高橋浩委員
[事務局 眞野隆弘・石田智直・土屋千春]
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし

教 育 長：ご苦労様です。それでは第6回の定例会を行いたいと思います。本日の出席者は5名ですので過半数に達していますから、ただ今から令和2年度第6回の定例会を開催いたします。まず、議事録の承認についてですが、令和2年10月21日開催の第5回定例会の議事録については、私と眞野委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

教 育 長：ありがとうございます。続きまして、今回の議事録署名委員ですが森本委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（森本委員：了解）

教 育 長：よろしく申し上げます。それでは、議題に入ります。第12号議案並びに第13号議案ですが、議会審議前の重要案件、人事案件が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、秘密会として審議したいと思います。西伊豆町教育委員会規則により賛否を採決いたします。12号議案・13号議案について、秘密会にすることについて賛成の方の挙手をお願いいたします。

（委員：全員挙手）

教 育 長：全員挙手ということです。ありがとうございます。第12号議案並びに第13号議案は、秘密会といたします。それでは、第12号議案を議題といたしますので、提出議題は2件ございますので、事務局から一括で説明させていただいた後に、質疑と採決をお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

眞 野：それでは、第12号議案をご覧ください。「令和2年第4回西伊豆町議会定例会12月提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、町長は議会の議決を得るべき事案の案件を作成する場合に、教育委員会に対し意見を聞かなければならないとなっておりますので、提案するものでございます。はじめに「西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について」担当からご説明いたします。

（秘密会により説明・質疑省略）

教 育 長：それでは、12号議案についての採決をいたします。提案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

（委員：全員挙手）

教 育 長：挙手全員ですので、第 12 号議案については可決されました。

教 育 長：続きまして 13 号議案を議題といたします。「西伊豆町委員の辞職願に対する」議題です。それでは事務局の方から説明をお願いいたします。

真 野：それでは、第 13 号議案をご覧ください。「西伊豆町教育委員会委員の辞職願に対する同意について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条に基づき、同意して良いか提案するものでございます。辞職願につきましては、別紙のとおりとなっております。

(秘密会により説明・質疑省略)

教 育 長：それでは、第 13 号議案を採決いたしますけれども、申し訳ありませんけれども山本委員には退室をお願いします。

山本委員：退席

教 育 長：それでは、提案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：全員挙手ですので、可決をさせていただきました。

山本委員：着席

教 育 長：以上で秘密会の議案が終了しましたので、秘密会を解きます。

教 育 長：続きまして、第 14 号議案「西伊豆町遠距離幼児、児童及び生徒通学補助規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。では、事務局から説明をお願いいたします。

真 野：それでは、第 14 号議案をご覧ください。「西伊豆町遠距離幼児、児童及び生徒通学補助規則の一部を改正する規則」についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第 1 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、提案するものでございます。なお、第 14 号議案から第 18 号議案までの提案条文は、先ほど朗読した条文と同一ですので、提案条文の説明は今後割愛させていただきます。今回の提案理由は、平成 31 年 4 月 1 日伊豆海認定保育園と賀茂幼稚園の統合に伴い、各種例規の改正を行いましたが、本規則の改正に漏れがあり、平成 31 年 4 月 1 日から遡及適用する改正を行いたいものでございます。またこの改正に合わせて、第 1 条、目的の文章の省略化と分限の改正を行いたいものでございます。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

石田係長：それでは「西伊豆町遠距離幼児、児童及び生徒通学補助規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。今回の一部改正につきましては、先ほど局長が申し上げましたとおり、平成 31 年 4 月 1 日に伊豆海認定こども園と賀茂幼稚園の統合に伴いまして、各種例規の改正を行いましたが、この規則の改正が漏れておりまして、平成 31 年 4 月 1 日から遡って適用とする改正となります。それでは、資料 2 ページの新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正案となっております。下線部分が改正箇所になります。まずは第 1 条「目的」ですが、現行では学校などの統合のたびにその内容を追加しておりましたが、今後も学校等の統合を予定しており、条文が増えてきますので、改正案のとおり今後も見据えて省略した内容に改めたいものでございます。次に第 2 条「補助の対象となる経費」の上の部分で伊豆海認定こども園と賀茂幼稚園が統合して、安良里・宇久

須地区の幼児が伊豆海認定こども園へバス通園しておりますので、改正案のとおり改めまして、同じく第2条の下の部分、養護学級の生徒それから、第3条の特殊学級の生徒ですが、現在は特別支援学級に変わっておりますので、両方とも特別支援学級の児童生徒に改めたいものでございます。3ページ目でございます。第4条「補助の支給方法と支給時期」についてですが、最初に幼児が抜けていましたので幼児を追加しまして、第2項のただし書きに「転入学者等」とありますのを「各学校等の実情に応じて支給する場合や転入学者等」に改めたいものでございます。それでは1ページ目にお戻りください。1ページ目の一番最後になります。附則としまして、この規則は公布の日から施行し、改正後の西伊豆町遠距離幼児、児童及び生徒通学補助規則の規定は、平成31年4月1日から適用するというものでございます。なお、この規則ですけれども、4月から中学校の統合を計画しておりますので、3月にまた改正を予定しております。第2条の補助の対象となる経費の部分で、中学校の統合を入れた内容でまた、改正させていただきたいと思っておりますので、ご承知おきください。以上が第14号議案の説明とさせていただきます。

教 育 長：説明は終わりましたので、何かご意見、ご質問はございませんか。それでは、第14号議案を採決いたします。提案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。全員挙手ですので、14号議案については可決されました。続きまして、第15号議案「西伊豆町保育ママ事業実施要項の一部を改正する要綱」についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

真 野：それでは、第15号議案をご覧ください。「西伊豆町保育ママ事業実施要綱の一部を改正する要綱について」ですが、今回の提案理由は本要綱について、子ども・子育て支援法に基づき、名称や様式の改正など、現状の取扱いに合わせた改正を行いたいものでございます。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

土 屋：それでは「西伊豆町保育ママ事業実施要綱の一部を改正する要綱」についてご説明いたします。今回の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、名称や様式の改正など、現状の取扱いに合わせた改正を行うものでございます。それでは、資料12ページの新旧対照表をご覧ください。先ほどの話にもありましたが、左側が現行、右側が改正案となり、下線部分が改正箇所になります。まず、全体の要綱をおしまして、子ども・子育て支援法に基づき「保育ママ」という呼称を「家庭的保育者」と改めたいものでございます。続きまして、第2条の児童対象年齢についてですが、国からの給付費の支給対象年齢に合わせ、対象年齢を3歳未満までと改めたいものでございます。続いて、第3条「家庭的保育者の年齢」についてですが、家庭的保育者の受け手を増やすため、65歳までとされていたものを70歳までと改めたいものでございます。続いて、資料13～15ページをご覧ください。第6条、8条につきましては、保育の手続きや保育料に関する内容となりますが、利用に関する申請書や通知書を現在の認定こども園の入園手続きで使用する様式に統一し、保育料につきましても「西伊豆町こどものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規

則」の利用者負担額に統一するものでございます。続いて、第9条ですが保育ママに支払っていた「委託料」について、国の公定価格に基づき、町が算定した額の給付費とするものでございます。続きまして、要綱中の様式の改正についてご説明いたします。資料3ページ～11ページをご覧ください。様式第1号～6号の内「保育ママ」を「家庭的保育者」と改め、保育の手続きに関する様式につきましては、西伊豆町保育の必要性の認定に関する条例施行規則」の様式に統一し、現在ある7～9号の様式を新様式の4～6号とするものでございます。附則ですが、この要綱は公布の日から施行するものでございます。以上、第15号議案の説明とさせていただきます。

教 育 長：では、説明が終わりましたので、ご質問等ありましたら。

高橋委員：保育ママについて、これを読んでいたら、申請になってその人が子どもを保育する、要は預かり保育のようなことをやるということ。

土 屋：保育ママ事業については、認定こども園に入れなかった子ども。今、低年齢児0歳～2歳児の保育希望が増えていまして、待機児童も実は1名発生しておりますので、そういった子の受け皿として保育ママ事業が存在しております。

高橋委員：これ、申請者って何名ぐらい居るんですか。

土 屋：実は申請者は現在、待機児童1名居るのでその方が希望されているんですが、保育ママが今は休止している状況で、現在0名の利用となっています。

石 田：保育ママになってくれる人が居ない状況です。今、コロナの関係とか色々あるものですから、前までやってくれていた方々をお願いしても、今の状況では出来ない。

山本委員：1名認定こども園に入れないということは、数の関係で入れないのですか。

土 屋：そうです。今、もう定員をオーバーしている状況で、これ以上は受け入れられない状況が今年度であります。

山本委員：1名になるのは、順番があつてその方が落ちちゃったというものなんですか。

土 屋：はい、そうです。年度途中で申し込みを希望される方が、今年度はすごく多くて、5～6名いたんですけども、その中で一律に審査基準というものが決まっていまして、それに則して点数化します。その点数が高い方からこども園に入所できまして、低い方が現在1名入れなかったという状況になっています。

石 田：補足します。今、1名入所できていない方は0歳児になります。今度、年度が明けて1歳児になりますと基準の枠があつて、入れるようになります。今年度は0歳児の枠がないということです。

高橋委員：分かりました。

教 育 長：4月の時は、都会の方では待機児童という話で、こういうふうになってくるけど、この辺はそんなのは心配ないですと話したところでしたけれど、今年この中間期にこんなふうな状況になってしまっています。よろしいでしょうか。それでは、第15号議案を採決いたします。提案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。ありがとうございます。全員挙手ですので第15号議案については可決されました。

続きまして、第 16 号議案「西伊豆町保育ママ事業、保育料徴収要綱を廃止する要綱」についてを議題といたします。

真 野： それでは、第 16 号議案をご覧ください。「西伊豆町保育ママ事業、保育料徴収要綱を廃止する要綱」についてですが、今回の提案理由は西伊豆町保育ママ事業実施要綱の一部改正により、本要綱が不要になったため、廃止を行いたいものでございます。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

土 屋： それでは「西伊豆町保育ママ事業保育料徴収要綱を廃止する要綱について」ご説明いたします。先ほどの西伊豆町保育ママ事業実施要項の一部改正により、保育料の徴収について「西伊豆町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則」に基づき徴収することになり、本要綱が不要となることから、廃止を行いたいものでございます。附則ですが、この要綱は交付の日から施行するというものでございます。以上、第 16 号議案の説明とさせていただきます。

教 育 長： ありがとうございます。では何かご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、第 16 号議案を採決いたします。提案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。ありがとうございます全員の挙手ですので、第 16 号議案については、可決されました。続きまして、第 17 号議案、「西伊豆町放課後児童クラブ、事業実施要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

真 野： それでは、第 17 号議案をご覧ください。「西伊豆町放課後児童クラブ事業実施要綱の一部を改正する要綱について」ですが、今回の提案理由は、本要綱について、終了時刻の延長や利用料など、記載内容を現状の取扱いに合わせた改正を行いたいものでございます。詳細につきましては担当からご説明いたします。

土 屋： それでは、「西伊豆町放課後児童クラブ事業実施要綱の一部改正する要綱について」ご説明いたします。それでは、資料 3 ページの新旧対照表をご覧ください。まず、第 4 条についてですが、現在の放課後児童クラブの土曜日の開所時間が 8 時 30 分から 5 時までとなっていますが、利用者より、お迎えが間に合わないため開所時間を延長してほしいとの要望があったため、午後 5 時 30 分までに延長するものです。第 9 条～11 条は、「保育料」を「利用料」と改め、また、利用料は毎月末までに納入してもらうことと改めるものでございます。続いて、4 ページをご覧ください。第 9 条の別表についてですが、現行の負担額には、1 日当たりの日額がそれぞれ基本負担額 400 円、会費 250 円と記されていますが、備考欄に日額の適用方法の記載がなかったため、新たに改正案のとおり改めたいものとなります。それでは 2 ページの改正条文にお戻りいただきたいと思っております。附則ですが、この要綱は公布の日から施行するというものでございます。以上、第 17 号議案の説明とさせていただきます。

教 育 長： では、説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

山本委員： 直接関係ないんですけど、何人ぐらい利用していますか。

土 屋： 登録児童数が本年度 42 名になっていますが、毎日それだけの利用がある

わけではなく、平均して8人、9人ぐらいの利用となっています。

森本委員：対象は、1年生から6年生までですか。

土 屋：はい、そうです。低学年の子の利用が多いです。

山本委員：それで親がいないというような条件があるんですか。

土 屋：就労していたり、ご家庭で子どもを見れないという方を対象にやってる事業になります。

教 育 長：他に何か、基本的な内容についてでも良いですので、お聞きしたいことがありますら、どうぞ。よろしいでしょうか。では、第17号議案を採決いたします。提案のとおり、賛成の方は挙手をお願いいたします。ありがとうございます。全員挙手ですので、第17号議案については可決されました。続きまして、第18号議案、「西伊豆町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

真 野：それでは、第18号議案をご覧ください。「西伊豆町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について」ですが、今回の提案理由は、令和3年度に西伊豆町いじめ問題対策連絡協議会を設置するため、本要綱の制定を行いたいものでございます。詳細につきましては、担当から御説明いたします。

石 田：それでは、「西伊豆町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定」につきましてご説明いたします。この要綱は西伊豆町いじめ問題対策連絡協議会を設置する要綱でございます。昨年度は、協議会の設置が先送りになりました。教育委員会の自己点検評価でもB評価としたものでございます。今年度中にこの要綱を制定いたしまして、令和3年4月1日から施行するものでございます。それでは、資料の1ページをご覧ください。主な箇所のみご説明いたします。まずは、第1条「設置」です。児童・生徒の健全育成を図り、いじめ・不登校等の問題解決に向けて、これらに関する情報を交換し、各種機関が連携を深めるため、西伊豆町いじめ問題に対する連絡協議会をおきます。続いて、第2条「任務」です。協議会は次の事項、(1)から(3)について協議するものとします。続いて、第3条「組織」です。協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱または任命します。続いて、第4条「任期」です。委員の任期は、委嘱または任命された日から委嘱または任命する日の属する年度の翌年度の年度末までとし、2年度間の任期となります。続いて次ページです。第7条「事務局」です。協議会の事務局は、教育委員会事務局におきます。最後に附則です。この要綱は令和3年4月1日から施行する。以上が、第18号議案の説明とさせていただきます。

教 育 長：説明が終わりましたので何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

高橋委員：これは私、最初の時、聞いていないような気がするんですけど。今まではどういうかたちでいじめ問題については対応していたのですか。

石 田：協議会がないんですけども、各学校等でいじめ等があった場合、対応してもらって、その都度ケース会議という形ですね、学校等と教育委員会、または児童相談所も絡んできたりもありますけども、ケース会議という形でやらしてもらったりしております。今も、そういう状況です。

高橋委員：何かちょっと心配は、協議委員が民生委員とか人権擁護委員とかで良いと

思うけど。個人情報とか漏れたりしたら大変だよな。

真野：そこが一番心配ですけど。やっぱり委員になられた方につきましては、その辺りは、一応個人情報というものは、しっかりと守っていただく形で、進めていければなと思っております。

高橋委員：学校側というのは出すんですか、情報を。情報というか、こういう事例があるというような。

石田：常に連絡をいただいております。いじめも含めて、ほかの情報も。

高橋委員：テレビを見ている、結構隠すような傾向では。

教育長：県教委の方からも定期的に調査依頼が来ていますので、その都度、学校に今月はいじめ問題が無かったかどうかというような簡単な調査があります。あと、学校独自でQU、4月にですね、西伊豆町の方からQUテストというような、そういう人間関係を調査するテストというのかな、検査みたいなもの、交友関係を調べたりする独自にやってるものもあります。そういうものの中で先生たちが見落としがちのものが子どもたちの関わり、この子はどういう人と関わりを持っているのかというのがグラフに出るかたちであるものですから、それを見てこの子はちょっと孤立する傾向にある子どもだなというのが見れる、そういうQUテストなんていうのもやったりしています。

森本委員：それは、生徒が記入してやるものですか。

教育長：生徒が記入してやります。自分はどういう友だちがいるとか嫌なことを言われたことがあるとか、そういうことをどんどん書いていくものです。それをコンピューターで全部診断して、この子は人間関係とかそういうのはどういう位置にあるとか。自分は満たされていると感じているけれども、友だちからは認められていないとか。そういう関係が分かる、今は年に1回やっている。あとは、定期的に調査みたいなものがありますので。今年からまた、セクハラについての調査が小学校5・6年と中学生について、間もなく県教委で作ったものが、実施されます。それはセクハラに限ったものですね。

真野委員：子どものセクハラ。

教育長：体育の教師とか。

高橋委員：教師から。

教育長：それから、あと子ども同士とか。

真野委員：子どもの男と女とかそういう感じですよ。

森本委員：これは初めてですか。

教育長：今年から初めてです。今、文章が色々、どういう文章にするかと県の方で色々工夫してくれていて、間もなく1回目なんですけど修正が終わって示される予定です。

森本委員：聞き方が難しいですよ、言葉遣いとか。

教育長：高校生もやっています。定時高校もやっています。高校生に使った文章をそのままストレートに小学生にやるとちょっとというようなところがあって、そういうところを工夫しています。他に質問はよろしいでしょうか。それでは説明は終わりましたので、ご意見、ご質問がないようですので、第18号議案の採決をいたします。原案のとおり賛成の方は挙手をお願いい

たします。ありがとうございます。全員挙手、挙手ですので、第18号議案については可決されました。続きまして、日程10「令和3年度教育委員会関連事業について」の協議をお願いします。令和3年度教育委員会関連の予算措置について、要望等伺いたくご協議をお願いいたします。事務局から説明をお願いいたします。

真野： それでは、次のページの参考資料をご覧ください。こちらは、令和2年度の西伊豆町教育委員会関係の主要施策を記載したものでございます。今回令和3年度の予算編成前ですので、こちらを参考に来年度に向けて、いろいろとご意見を伺いたいと思います。説明は以上です。

真野： また、内容によって反映できるものそれぞれあるかと思いますが、多くのご意見をいただければと思います。今年も6月と7月に令和元年度の教育委員会事業の評価をしていただいたと思いますが、そちらも含めて何かご提案いただければと思います。

教育長： これは採決するものではありませんので、時間を少し取りますのでゆっくり見てください。

真野： 2年度もここまで来たんですけどコロナの関係もあって、なかなか思うような事業が出来ませんでした。反省点として、その中でやれるものも考えていかなければならないのかなっていうところもあります。また、事業もマンネリ化してるっていう、ご意見もいただいておりますので、ちょうど見直す良い機会かなと思っはいるんですけど。そういったところで、また、意見をいただければなとは思いますが。

山本委員： いいですか。今、コロナがすごくはやってるんですけど。でも、これから年々、できれば終息っていうようなシナリオもありますけれども、何か今いろいろなを聞いたり見たりすると、これはもう特殊じゃなくてまたこんなのがあってすぐ出てくるのは当たり前だと思っやっていかなきゃいけないっていうのを聞くと、子供たちの教育もタブレットとかここにあるんですけど、リモートでできるようなものを近い将来的に、もう当たり前のように考えてやってみたほうがいいんじゃないかなってすごく思います。あと、うちの子どもたちの会社の中でもリモートで仕事をしているようだから、何か世の中もそういうのは、ガラッと変わって当たり前になってくるんじゃないかなってとても心配しております。

教育長： タブレットは、今のところまだ学校で使うということで、持ち帰らせるかどうかっていうことは、またこれからの課題になってくるかと思っます。

山本委員： 家でもネットの。

眞野委員： ネット環境を調べてもらうのは、各家庭の。

教育長： まだ幾つかそういうのが無い家庭もあるので、そういう家庭に対しても、どこまで補助するか。

眞野委員： もう、町で補助するしかないのでは。入れれば、いくら保証するとか。補助金制度で入ってもらうしかないですもんね。

教育長： ただ場所によっては、そういう環境がない子どもだけ学校に来てもらって人数が少ないもんですから、学校のパソコン室とかでそういう子たちは勉強するとか。子供たちは学校へ行くなり、家にいるなりそういうところもあります。

高橋委員：施設等の整備で⑨の※空調器具整備工事費 6,600 万のうちの 5,200 万は。

石 田：1 から 9 までが、令和 2 年度のものになりまして、※が令和元年からのものになりますから、予算が繰り越されているものです。

真 野：西伊豆中学校を除いた 4 校の空調整備になるもので、各学校 1,000 万円以上は、かかったのかなと思います。

石 田：この空調を整備するに伴いまして、電気工事のキュービックと言いまして、電気施設の工事を一緒にやりましたので、キャパが増えるものですから増設とか、このぐらい金額がかかってしまいました。これは補助は一応あります。けれども半額ですかね。1 / 3 ですかね。

真 野：1 / 3 ですね。国庫補助はあります。

石 田：国の補助金がありまして、確か 1 / 3 だったと思います。補助金をいただいております。

教 育 長：町の負担がこの金額より少ない、7 割くらい？

石 田：そうですね。

高橋委員：幼稚園の先川とか、あれは進んでいるんですか。例えば、12 月の補正にもう一度出すとか。

真 野：保護者の方に。この間保護者説明会を P T A さんの方からやってもらいたいっていう要望がありましたので、10 月 28 日から 3 日間、私たちは説明員として行ってですね、説明した後にアンケート調査をとったようです。その結果を踏まえて、保護者の方々から、町へ結果を含めてご意見をいただきますので、その意見をいただいたものを参考に、もう 1 回町のほうで方針を協議して、それについては議員さんの皆様と相談していくという流れになるかと思います。今はその保護者の方々の、アンケート結果を踏まえた意見をいただくのを待ってるという状況になってます。それで 13 日までに欲しいという話なんですけどそれがちょっと遅れている状況です。

教 育 長：よろしいでしょうか。事業のこととかいただきましたら意見を参考にして、皆さんの予算要求の方を進めていきたいと思います。

教 育 長：以上で本日の議事案件はすべて終了いたしました。以上をもちまして令和 2 年度第 6 回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。